

判決年月日	平成22年2月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10104号		
○指定商品を土人形とする「堤」との登録商標につき、商標法50条2項の使用の証明がないとして上記商標登録を取り消した審決について、「堤」との商標を使用した事実が認められるとして審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法50条

1 事案の概要

本件は、原告の有する後記商標登録について、被告が商標法（以下「法」という。）50条1項に基づき不使用を理由とする取消審判を請求したところ、特許庁がこれを認める審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

原告の登録商標（以下「本件商標」という。）は、下記のとおり。

記
（商標） （指定商品）

堤

第28類〔平成16年5月12日指定商品の書換登録
前は「第24類」〕
「土人形」

審決の理由の要点は、原告が「堤人形」・「堤人形製造所」等の標章は使用していたものの、本件商標である「堤」を独立に使用したことの証明はない、等というものである。

争点は、上記取消審判請求の登録日たる平成20年3月26日より3年前以内に、原告が本件商標を使用したか、である。

2 裁判所の判断

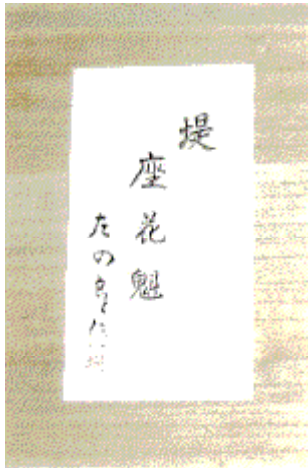
裁判所は、次のとおり判示して、本件商標を使用した事実を認め、審決を取り消した。
「(2) 上記認定事実によれば、原告は、平成17年から同20年にかけて、包装箱に「堤」との標章を付して、取消請求に係る指定商品である土人形を販売したこと、また、遅くとも平成18年8月以降は、上記土人形の包装紙に、「堤」の文字を四角で囲んだ角印を押捺して成した標章を付して販売していたことが認められる。

そして、上記包装箱に付された「堤」との標章及び包装紙に押捺された「堤」の文字を四角で囲んだ標章は、いずれも社会通念上本件商標と同一のものと認めることができる。

そうすると、これらは法2条3項1号の定める「商品の包装に標章を付する行為」及び同2号の定める「商品の包装に標章を付したものを譲渡...する行為」に該当するから、原告は、取消審判予告登録日である平成20年3月26日より3年前以内の時期に本件商標を使用したと認められる。」

（判決が認定した使用態様の抜粋）

〔 包装箱に標章を付したもの 〕



〔 包装紙に標章を付したもの 〕

画像省略